

鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）

（目的）

第1条 この条例は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号）に定めるもののほか、砂利採取業者が遵守すべき事項、知事はその指導監督を行う際の基準等を定め、もって砂利採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）砂利採取 法第2条に規定する砂利の採取をいう。
- （2）砂利採取業 法第2条に規定する砂利採取業をいう。
- （3）業者登録 法第3条の登録をいう。
- （4）砂利採取業者 法第6条第1項第3号に規定する砂利採取業者をいう。
- （5）採取認可 法第16条の認可をいう。
- （6）認可計画 法第21条に規定する認可採取計画をいう。
- （7）掘削区域 認可計画において砂利採取のために掘削をすることとされた区域をいう。

（県の責務）

第3条 県は、砂利採取に関係する法令、この条例及び砂利採取に関するその他の規程（以下「関係規程」という。）に定める基準に基づき、砂利採取業者に対して適切な指導監督を行い、砂利採取に伴う災害を防止するとともに、砂利採取業の健全な発達に資するものとする。

（砂利採取業者の責務）

第4条 砂利採取業者は、関係規程を誠実に遵守し、砂利採取に伴う災害を防止しなければならない。

（採取認可の基準）

第5条 知事は、砂利採取業者から法第18条第1項の規定による申請（以下「認可申請」という。）があったときは、法第17条に規定する事項について審査し、適当と認めるときは、採取認可をするものとする。

2 前項の審査は、法第19条及び次条の規定によるほか、別表に定める基準に従って行うものとする。

（埋戻しの履行確保）

第6条 知事は、認可申請をした砂利採取業者が次に掲げる条件に適合し、砂利採取の跡地の埋戻し（以下「埋戻し」という。）を確実に行うと見込まれる場合でなければ、採取認可をしないものとする。

- （1）当該砂利採取業者が当該認可申請をする以前に知事から採取認可を受けた他の法第16条に規定する砂利採取場（以下単に「砂利採取場」という。）の中に、埋戻しを完了していないものが2箇所以上ないこと。
- （2）当該砂利採取業者が埋戻しを適切に行わないときは、本人に代わって埋戻しを行うことについての他者の保証（規則で定めるものに限る。）を受けていること。

（変更認可）

第7条 砂利採取業者は、法第20条第1項の規定による変更の認可を受けようとするときは、当該変更が砂利採取の期間の延長に係るものである場合にあつては当該期間が満了する日の1月前までに、その他の場合にあつては当該変更を行おうとする日の1月前までに、知事に申請しなければならない。

2 法第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、認可計画の範囲内において行う変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (2) 砂利採取場の面積の減少
- (3) 採取をする砂利の種類又は種類ごとの数量の減少
- (4) 採取の期間の短縮
- (5) 採掘又は切土をする土地の面積又は深さの減少

(認可計画の不遵守等に対する指導監督)

第8条 知事は、砂利採取業者が認可計画を遵守していないことを確認したとき（次条第3号又は第4号に該当するときを除く。）は、必要に応じて、当該砂利採取業者に対して、当該不遵守に係る事項を速やかに認可計画に適合するよう改善するための計画（以下「改善計画」という。）を提出するよう、当該確認をした日から起算して3日以内に指導するものとする。

2 前項の規定に基づく指導を受けた砂利採取業者は、当該指導のあった日から起算して7日以内に、当該指導に係る改善計画を知事に提出しなければならない。

3 知事は、砂利採取業者が前項の規定に基づき改善計画を提出したときは、当該提出を受けた日から起算して5日以内に、これを承認し、又は5日以内の期限を付して補正を命じるものとする。

第9条 知事は、砂利採取業を行う者が次のいずれかに該当するときは、当該砂利採取業を行う者に対して、法第23条第2項の規定に基づき、砂利採取に伴う災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

- (1) 業者登録を受けずに砂利採取を行ったとき。
- (2) 採取認可を受けずに砂利採取を行ったとき。
- (3) 認可計画に定める掘削区域外の土地を当該掘削区域の面積の3割に相当する面積を超えて砂利採取を行ったとき。
- (4) 認可計画に定めた事項のうち、別表の4の項に定める事項を遵守しないで砂利採取を行ったため、災害が発生する可能性が高まっていると認められるとき。
- (5) 前条第2項の規定に基づく改善計画の提出をせず、又は改善計画に従って改善をしなかったとき。
- (6) 前条第3項の規定に基づき命じられた改善計画の補正をしなかったとき。

(業務報告等)

第10条 砂利採取業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を定期的に知事に報告しなければならない。

- (1) 砂利採取場ごとの砂利採取の実施状況
- (2) 砂利採取場ごとの採取した砂利により生産した製品の出荷状況
- (3) 砂利採取場ごとの埋戻しの実施状況
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の報告が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該砂利採取業者の事務所及び砂利採取場（以下「採取場等」という。）について、当該職員に法第34条第2項の規定に基づく立入り、検査又は質問（以下「立入検査」という。）を行わせるものとする。

3 知事は、第1項の報告が提出されない場合は、同項各号に掲げる事項を確認するため、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

4 知事は、砂利採取業者から法第10条の規定による届出又は法第24条の規定による届出（以下「廃止等届」という。）が提出された場合において、必要があると認めるときは、採取場等について、当該

職員に立入検査を行わせるものとする。

5 知事は、砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなるにもかかわらず、廃止等届を提出しないときは、採取場等について、当該職員に立入検査を行わせるものとする。

6 知事は、前項の規定による立入検査により、当該砂利採取業者が法第10条又は第24条に規定する場合に該当することとなることが確認されたときは、速やかに、法第13条の規定に基づきその業者登録を消除し、又は当該砂利採取業者に対して法第23条第2項の規定に基づき災害の防止のために必要な措置をとるよう命じるものとする。

(認可状況の公表)

第11条 知事は、採取認可（法第20条第1項の規定による変更の認可を含む。）を行ったときは、速やかに公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後にされる認可申請及び法第20条第1項の認可計画の変更の申請について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月4日から施行する。

別表（第5条関係）

採 取 認 可 の 基 準

| 項 目 | 基 準 |
|----------------------------|--|
| 1 砂利採取場の区域 | (1) 砂利採取場の区域が、規則で定める図面等により正しく表示されていること。 (2) 砂利採取場の区域が、採取をする砂利の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。 (3) 砂利採取場の区域と隣接地との境界が、規則で定める適切な方法により明示されていること。 |
| 2 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間 | (1) 採取をする砂利の種類が、砂利の賦存状況に応じて適切なものであること。 (2) 採取をする砂利の数量が、砂利の賦存量、砂利採取のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。 (3) 採取の期間は、知事が特に必要と認める場合を除き、1年を超えないものとし、採取をする砂利の数量に応じ、砂利採取及び跡地の埋戻しが適切に行えるものであること。 |

| | |
|--|--|
| <p>3 砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項</p> | <p>砂利採取の工程ごとに、必要とされる機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取をする砂利の数量、採取の期間及び掘削区域の面積その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p> |
| <p>4 砂利採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項</p> | <p>(1) 除去をした表土（風化物、樹木等の表土に附随して除去することが必要なものを含む。以下同じ。）の処理方法、採取をした砂利の管理方法、保安距離（隣接地との境界から掘削区域までの間に確保する水平距離をいう。以下同じ。）、土砂崩れ及び飛砂防止方法等について、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 砂利採取場の区域内に関係者以外は容易に進入できないよう、柵その他の規則で定める進入防止の措置を行うこと。</p> <p>イ 除去をした表土又は採取をした砂利を砂利採取場の区域内に堆積するときは、かん止堤その他知事が適当と認める設備を設け、当該土砂が隣接地に流出しないよう管理するとともに、その飛散を防止するため、散水その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ウ 掘削をする深さは、安定した勾配を確保して災害防止を図るため、砂利の堆積の深さ等に応じて15メートル以内で規則で定める深さ以内とし、砂利の種類等に応じて規則で定める深さに達したごとに小段を設けることその他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>エ 掘削をする勾配は、土砂崩れの防止等のため、砂利の種類等に応じて水平面に対し25度から45度までの範囲内で規則で定める角度以内とすること。</p> <p>オ 掘削をする勾配を確認するための設備を設置すること。</p> <p>カ 保安距離は、掘削に伴う隣接地の土砂崩れ等を防ぐため、隣接地の利用状況に応じて2メートル以上で規則で定める距離以上とすること。</p> <p>キ 飛砂等を防止するため、金網その他の知事が適当と認める施設を設置すること。</p> <p>ク 騒音による人家への影響を防ぐため、騒音を発生する機械又は設備の使用時間の限定、騒音を防止する装置の設置その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>ケ 砂利採取場から泥土を出さないよう、出入口付近に洗車場その他知事が適当と認める設備を設けるとともに、砂利採取場の近隣の公道その他の通路について、散水、清掃その他知事が適当と認める措置を行うこと。</p> <p>(2) 汚濁水、泥土等の砂利採取場の区域外への流出を防ぐため、沈殿池等の汚濁水を処理する施設の設置、当該施設による処理方法、地下水、井戸等への悪影響を防止する方法その他知事が必要</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>と認める事項が、適切に定められていること。</p> <p>(3) 埋戻しについて、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 埋戻しは、産業廃棄物に係る法令等に違反しない埋戻しに適した土砂等であって、所有者が契約書等で確認できるものを用いて行うこと。</p> <p>イ 砂利採取場が農地である場合においては、その機能を適切に維持するため、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>(ア) 埋戻し後の排水を確保するため、作物の作付状況等の土地の状況に配慮し、透水層の設置その他の規則で定める措置を行うこと。</p> <p>(イ) 掘削前の表土その他の規則で定める適切な土砂を用いて、農地としての機能を維持するために必要な上層の深さを確保すること。</p> |
| <p>5 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項</p> | <p>砂利採取場の周辺道路の汚損及び出入りする車両による事故を防ぐため、区域外に砂利を搬出するときに施す水切りの方法、搬出をする車両が当該区域外に出るときに配慮すべき事項その他知事が必要と認める事項が、適切に定められていること。</p> |